

高知県地域観光振興交付金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県地域観光振興交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項及び第21条の規定に基づき、高知県地域観光振興交付金の交付に係る審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の手順)

- 第2条 審査は、交付要綱別記第1号様式及び添付された参考資料に基づき行うものとする。
- 2 交付要綱第8条第1項の知事が別に定める審査会は、原則として、交付要綱別表第1の交付金算定対象経費が、1億円を超える場合は高知県地域観光振興交付金外部審査会（以下「外部審査会」という。）とし、2,000万円以上1億円以下の場合は高知県地域観光振興交付金内部審査会（以下「内部審査会」という。）とする。
 - 3 事業の評価に当たっては、記載内容の確認等のため、あらかじめ、審査会の審査員に対し、事業説明及び質疑応答を行うものとする。
 - 4 事業の評価は、評価項目ごとに、1点から4点までの4段階評価によるものとする。

(審査員)

第3条 審査会の審査員は、高知県地域観光振興交付金審査会設置要領で定める。

(審査員の評価)

- 第4条 審査の採択基準及び判断基準は、別表第1によるものとし、審査員は、別表第2又は別表第3の評価表により、採択申請のあった事業ごとに評価を行うものとする。
- 2 審査員は、1点と評価した項目にあつては、原則として、理由欄に意見を付するものとする。
 - 3 欠席する審査員は、あらかじめ評価表を事務局に提出するものとし、当該評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第5条 総合評価は、別表第4又は別表第5の評価集計表を基に、審査員の合議により行う。

(外部審査員による審査結果の通知)

第6条 外部審査会の委員長は、審査会終了後速やかに、審査の結果を別紙様式により知事に提出するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

審査の採択基準及び判断基準

1 外部審査会

採 択 基 準	判 断 基 準
事業計画が適切なものであること	全ての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
事業実施体制が整っていること	
事業のサポート体制が整っていること	
適切な事業計画となっていること	
交付金の目的達成のための要件を満たしていること	
交付金算定事業としての内容が適切なものであること	
交付金算定限度額のかさ上げの要件を満たしていること	

2 内部審査会

採 択 基 準	判 断 基 準
事業計画が適切なものであること	全ての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
事業実施体制が整っていること	
事業のサポート体制が整っていること	
適切な事業計画となっていること	
交付金の目的達成のための要件を満たしていること	
交付金算定事業としての内容が適切なものであること	

別紙様式

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県地域観光振興交付金
外部審査会委員長

高知県地域観光振興交付金審査会の審査結果について

令和 年 月 日に審査を行いました 件の事業について、別紙のとおり審査結果をとり
まとめましたので、高知県地域観光振興交付金審査要領第6条の規定に基づき提出します。